

総合研究所規程

- 第1条 桃山学院大学学則第10条に基づいて、本大学に桃山学院大学総合研究所を附置する。
- 第2条 本研究所は、人文・自然・社会の諸科学の専門分野の研究ならびに各分野の枠にとらわれず、相異なる専門分野間の共同研究・共同調査を推進し、もって、新たな文化の創造と学術の進歩に貢献することを目的とする。
- 第3条 本研究所は、前条の目的を達成するため、つきの事業を行う。
- (1) 共同研究または個人研究による研究調査
 - (2) 研究・調査のため必要な資料の収集・整理・目録の刊行
 - (3) 官庁・会社その他の依頼による調査・研究
 - (4) 桃山学院大学の機関誌その他の図書雑誌の編集・刊行
 - (5) 研究会、講演会および公開講座等の開催
 - (6) 国内外の大学および研究機関との交流
 - (7) その他本研究所の目的を達成するために必要な事業
- 第4条 本研究所に、研究所委員会を設ける。
- 2 研究所委員会は、研究所の運営にかんする基本方針を協議決定する
 - 3 研究所委員会は、つきの構成員をもって組織する。
 - (1) 桃山学院大学専任教員の中から選出された若干名の運営委員
 - (2) 研究所長、専任研究員、兼任研究員および事務職員
- 第5条 本研究所に、つきの職員をおく。
- (1) 所長、運営委員、所員、専任研究員、兼任研究員および事務職員
- 第6条 所長は、学長が本学専任教員のうちから、研究所運営委員の議を経て、これを任命する。
- 2 所長は、研究所の事業を統括し、研究所委員会の議長となるものとする。
- 第7条 所長および運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 第8条 本大学の教員は、すべて所員となる。
- 2 専任研究員は、本学専任教員中より、別に定める規定により、研究所委員会が推薦した者を学長が任命する。専任研究員の任期は、1年ないし2年とする。
 - 3 兼任研究員は、研究所の研究調査に参加する本学の専任教員であって、研究所委員会の推薦と所属学部教授会の承認とを得たものを所長が委嘱する。兼任研究員の任期は、1年ないし2年とし、再任をさまたげない。
 - 4 学外研究員は、学外の研究者であって、研究所委員会が共同研究・調査に必要と認めた者を所長が委嘱する。学外研究員の任期は1年ないし2年とし、再任をさまたげない。
- 第9条 事務職員は、庶務、会計、編集、出版および資料の収集・整理・閲覧・管理等にかんする事務を処理する。
- 第10条 本規程の改正は、研究所委員会における全委員の3分の2以上の賛成を経て、教授会において決定する。

附 則

本規程は昭和50年4月1日より施行する。

本規程は昭和52年4月1日からこれを改正施行する。

本規定は昭和52年11月18日からこれを改正施行する。